

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モルデアイブ	マレ第二女子中学校建設計画の ための贈与に関する日本国政府 とモルデアイブ共和国政府との 交換公文	マレ第二女子中学校建設計画を実施するために必要 な 1. 中学校施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与	674,000千円 H20.3.31まで	H19.6.3 マレで (同日)	日本側 荒木喜代志在モル デアイブ大使 モルデアイブ側 アフマッド ・シヤヒー ド外務大臣	H19.6.15 349号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。